

土地改良法等の一部を改正する法律案要綱

第一 土地改良法の一部改正

一 津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業の土地改良事業への位置付け

津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業について、災害復旧に含まれるものとする事。 (第二条関係)

二 土地改良施設の突発事故被害の復旧における手続の簡素化

土地改良施設の突発事故被害の復旧について、災害復旧と同一の手続で行うことができるものとする事。 (第二条、第四十九条及び第八十七条の五関係)

三 土地改良施設の更新事業における手続の簡素化

土地改良施設の更新事業のうち、当該土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについて、組合員の同意なく行うことができるものとする事。 (第四十八条、第八十五条の三及び第八十七条の二関係)

四 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件の見直し

国又は都道府県が行う土地改良事業の申請に必要な第三条に規定する資格を有する者（以下「三条資格者」という。）の人数の要件を廃止すること。
（第八十五条関係）

五 農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする申請によらない土地改良事業の創設

（一） 都道府県は、土地改良事業計画を定めて、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地（以下「事業施行地域内農用地」という。）の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること等の要件に適合する土地改良事業を行うことができるものとする事。
（第八十七条の三第一項関係）

（二） （一）の土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、当該土地改良事業の計画の概要について、農地中間管理機構の同意を得なければならないものとし、農地中間管理機構は、その同意をする場合において、事業施行地域内農用地を貸し付けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならないものとする事。
（第八十七条の三第二項及び第三項関係）

（三） 農地中間管理機構は、都道府県知事に対し、農地中間管理権を有する農用地のみを事業施行地域内

農用地とする(一)の土地改良事業を行うべきことを要請することができるものとし、この場合において、その農地中間管理権を有する農用地を貸し付けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならないものとする事。

(第八十七条の三第四項関係)

(四) (一)の土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、当該土地改良事業の計画の概要について、関係市町村長と協議等しなければならないものとする事。

(第八十七条の三第六項関係)

(五) 都道府県は、(一)の土地改良事業によって利益を受ける三条資格者から分担金を徴収しないものとする事。

(第九十一条関係)

(六) 都道府県又は市町村は、条例で、事業施行地域内農用地を(一)の土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途に供するため所有権の移転等をした者等から、特別徴収金を徴収することができるものとする事。

(第九十一条の二関係)

(七) 農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、通常の要件の全てを満たすほか、

その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限りすることができるものとする。

(第九十二条の二関係)

六 農業用排水施設の耐震化を目的とした申請によらない土地改良事業の創設

(一) 国又は都道府県は、脆弱性評価の結果、地震に対する安全性の向上を図るため急速に農業用排水施設の変更を内容とする土地改良事業を行う必要があると認める場合には、緊急耐震工事計画を定めてその事業を行うことができるものとする。

(第八十七条の四第一項関係)

(二) (一)の緊急耐震工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急耐震工事計画について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議等しなければならないものとする。

(第八十七条の四第二項関係)

七 土地の共有者等の取扱いの見直し

(一) 同一の土地について、共有者等がある場合には、これらの者で三条資格者は、土地改良事業の実施の同意等に関する規定の適用については、合わせて一の三条資格者とみなすものとする。

(第百十三条の二第一項関係)

(二) 所有権等が二人以上の者の共有に属する場合には、その共有に属する権利を有する者は、換地計画を定める会議の議決等に関する規定の適用については、当該共有に属する権利ごとに、合わせて一の当該共有に属する権利を有する者とみなすものとする。 (第百十三條の二第二項関係)

(三) (一)の一の三条資格者とみなされる者又は(二)の一の共有に属する権利を有する者とみなされる者は、それぞれのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名又は名称及び住所を土地改良事業の申請者又は土地改良事業を行う者に通知しなければならないものとする。 (第百十三條の二第四項関係)

第二 独立行政法人水資源機構法の一部改正

水資源の開発又は利用のための施設の更新事業のうち、当該施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものについて、当該組合員の同意なく行うことができるものとする。 (第十三條関係)

第三 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

農地中間管理事業の認可の要件として、同規程において、農地中間管理権の取得等に当たって、あらかじめ、農用地等の所有者等に対し、第一の五の(一)の土地改良事業が行われることがあることについて

説明することが定められていることを追加すること。

(第八条第三項関係)

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一の一に係る規定については、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関連法律の一部を改正するものとする。と。

(附則第二条から第十四条まで関係)